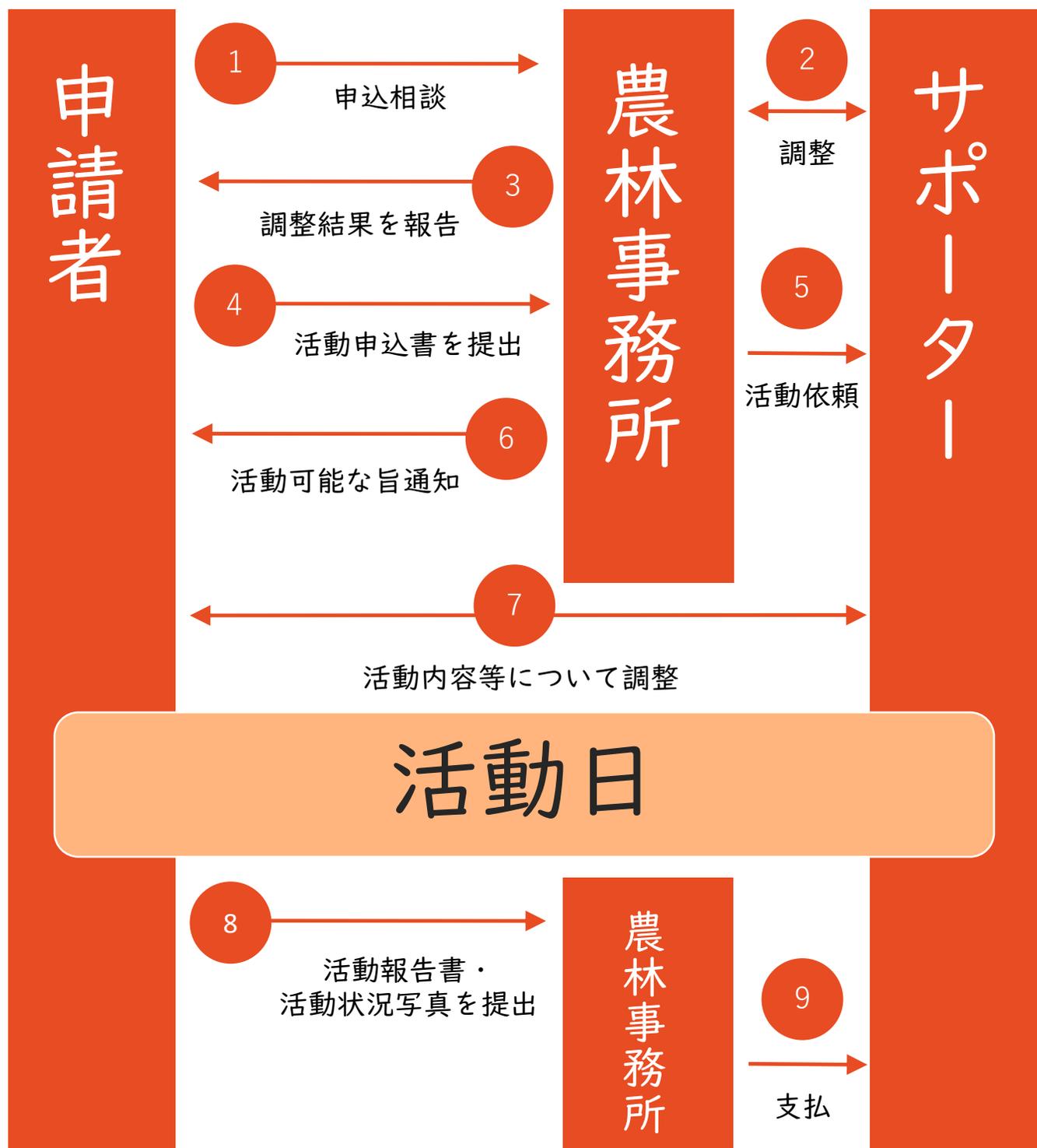


# ふくしま食育実践サポーター制度

食育実践サポーター制度とは、子どもを対象とした食育活動を行う学校や団体からの要請に応じて、食育体験等を先進的に行う「ふくしま食育実践サポーター」を派遣する制度です。当所より、食育活動を実施するサポーターに対して、活動にかかる報償費と旅費を支払います。（その他の費用については、申請者様のご負担になります。）

## ふくしま食育実践サポーター制度活用の流れ



## 1 活動申込について相談

申

農

- ・希望活動実施日、希望活動内容、希望サポーターについてお尋ねします。  
※登録されているサポーターはサポーター名簿から御覧いただけます。  
他地方のサポーターに活動を依頼することも可能です。

相談先：相双農林事務所 企画部 地域農林企画課（食育担当）  
電話番号【0244-26-1153】

※手続きに時間を要しますので、2週間前にはご連絡いただけますと幸いです。実施日や希望サポーターが決まっていない場合にも、活用の要望がございましたら、事前にご相談ください。

## 2 3 調整・調整結果の報告

申

農

サ

- ・希望サポーターとの日程等の調整を当所にて行います。  
・調整結果を当所よりご連絡いたします。

## 4 活動申込書の提出

申

農

- ・活動申込書をメール（又はFAX）にてご提出ください。  
※申込書の様式は相双農林事務所企画部「食育」のHPからダウンロードできます。

提出先：相双農林事務所 企画部 地域農林企画課（食育担当）  
メールアドレス【kikaku.af06@pref.fukushima.lg.jp】

## 5 6 活動依頼、活動可能な旨の通知の送付

申

農

サ

- ・当所より、サポーターに活動依頼、申請者に活動可能な旨の通知を送付いたします。

## 7 活動について調整

申

サ

- ・申請者とサポーターで直接連絡を取り、活動の詳細について調整を行ってください。

## 活 動 日

## 8 活動報告書と活動写真の提出

申

農

- ・活動報告書と活動の様子が分かる写真をメール（又は郵送）にてご提出ください。  
※報告書の様式は相双農林事務所企画部「食育」のHPからダウンロードできます。

提出先：相双農林事務所 企画部 地域農林企画課（食育担当）  
メールアドレス【kikaku.af06@pref.fukushima.lg.jp】

## 9 支払

農

サ

- ・サポーターに対し、当所より県規定で定められた額の報償費と旅費をお支払いします。